

空き家管理支援事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 本空き家管理支援事業者登録制度は、千葉市住宅供給公社空き家支援・解体促進支援事業実施要綱に定める業務を行うための事業者登録制度であり、その業務内容は次に定めることとする。

(目的)

第2条 この要綱は、千葉市内に空き家を所有している、または所有者に代わり管理している者（以下「市民等」という。）が発注する空き家等に関する管理業務等に関して、千葉市住宅供給公社（以下「公社」という。）が当該業務を希望する者（以下「管理支援事業者」という。）を登録することで、市民等による空き家等の管理・解体を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「空き家」とは営業目的以外で個人が所有する戸建てまたは集合住宅で、現に居住者がいないことをいう。

(登録業種)

第4条 次の各号に掲げる業種に分類して募集する。

- (1) 草刈り・樹木剪定
- (2) 解体
- (3) 家財処分
- (4) その他管理

(登録資格)

第5条 各業種への登録資格は、次の各号で定めるもののうちいずれかに該当しなければならない。

- (1) 草刈・樹木剪定
 - (ア)「千葉市建設工事入札参加資格者名簿」のうち登録業種が「造園工事」である者。
 - (イ)「千葉市委託等入札参加資格者名簿」のうち登録業種が「緑地管理・道路清掃」である者。
- (2) 解体
 - (ア)「千葉市建設工事入札参加資格者名簿」のうち登録業種が「建築」又は「とび・土工・コンクリート工事」である者。
 - (イ)「千葉市小規模修繕業者登録名簿」に登録があり、千葉県解体工事業登録のある者。
- (3) 家財処分
 - (ア)「千葉市委託等入札参加資格者名簿」のうち「廃棄物処理」である者。
- (4) その他管理
 - (ア)「千葉市委託等入札参加資格者名簿」のうち、「建物管理・清掃」である者。

(募集の周知)

第6条 公社は、管理支援事業者の募集を次の各号に掲げる方法のうち2つ以上の方法によって行うこととする。

- (1) 公社事務所掲示板における掲示
- (2) 新聞又は千葉市政だよりへの掲載
- (3) インターネットを用いた募集

(登録)

第7条 登録を希望する者は、「管理支援事業者(登録・変更)申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、理事長が別に定める申請時期、方法等により申請しなければならない。

- (1) 協定書(様式第2号)
- (2) その他公社が必要と認める書類

(登録者の扱い)

第8条 公社は、第7条の規定により登録の申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、妥当と認める場合は、千葉市住宅供給公社管理支援事業者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録する。また、名簿は公表する。

2 公社は、業者名簿に登録した管理事業者に「管理支援事業者資格審査結果通知」(様式第3号、様式第3-1号)を発送し、審査結果を通知することとする。

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、理事長が別に定める。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録の抹消等)

第10条 公社は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができる。

- (1) 虚偽の悪質な勧誘等を依頼者へ行い、公社の信頼を損ねた場合。
- (2) 強引な販売手法や依頼者に事実誤認を与えるような営業活動・表示等を行った場合。
- (3) 「不要な業務の強要」等により、市民等及び公社に損害を与えた場合。
- (4) 故意に見積数量・見積価格に誤りがあった場合。
- (5) 施工が著しく不相当であると認められた場合。
- (6) 市民等との意志疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であった場合。
- (7) 第5条の登録資格に該当しなくなった場合。
- (8) 管理支援事業者が業者名簿からの抹消を申し出た場合は、「管理支援事業者登録抹消願」(様式第4号)により、抹消することができる。
- (9) 登録者が千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定に該当した場合は、準じた措置を行う。

2 理事長は、登録抹消措置を行った場合は、当該抹消管理支援事業者に対し「管理支援事業者登録抹消通知書」(様式第5号)により、当該措置を通知することとする。

(届出事項)

第11条 管理支援事業者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに「管理支援事業者(登録・変更)申請書」(様式第1号)を公社に届けなければならないこととする。

- (1) 担当者の変更があった場合。
- (2) 営業を廃止又は休止しようとする場合。
- (3) 社名変更、住所変更、又は代表者の変更があった場合。

(運用)

第12条 この要綱の運用について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

管理支援事業者（登録・変更）申請書

平成 年 月 日

(あて先)

千葉県住宅供給公社 理事長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

印

貴公社で行われる空き家管理支援事業者登録の審査を申請します。なおこの申請書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申請事項

登録年度	平成 27 ・ 28 年度						
千葉市における入札参加資格について	工事入札参加資格者			委託等入札参加資格者			小規模 修繕 登録
登録業種 <small>(○で囲んでください)</small>	建築	とび・土 工・コン クリート 工事	造園工事	緑地管 理・道路 清掃	廃棄物 処理	建物管 理・清掃	

本登録について	登録希望業種 <small>(希望業種を○で囲んでください。複数可)</small>	草刈り・樹木剪定	解体	家財処分	その他管理
	新規・変更の別	新規	変更		

2 会社の概要

創業の時期	明・大・昭・平 年 月 日	資本金	万円
従業員の 総数	名	技術職 従業員数	名
		事務職他 従業員数	名

① 「草刈り・樹木剪定」の業種を希望される方は、下記の有資格者数を記入してください。

1	造園施工管理技士（1級）	名	2	造園施工管理技士（2級）	名
3	造園技能士（1級）	名	4	造園技能士（2級）	名

② 本店について

電話番号(本店)	() -	ファックス番号(本店)	() -
E-mail アドレス	@		

③ 本店以外の連絡先(工事部、事業部、作業所、事業所、営業所等)で日常修繕の受付を行なう場合は記入してください。

所在地			
名称		電話番号(受付)	
		ファックス番号(受付)	
		E-mail アドレス	@

④ 当制度を担当する担当者

担当者	1	氏名		電話(携帯)	() -
				E-mailアドレス	@
	2	氏名		電話(携帯)	() -
				E-mailアドレス	@
	3	氏名		電話(携帯)	() -
				E-mailアドレス	@

⑤ 許可等の取得

※ 下記の取得している許可に○を囲んでいただき、併せて許可書(写)等を添付してください。

建設工事業の許可 (「有」の方は下記を記入または○で囲んでください)	有 ・ 無
大臣 ・ 知事	都道府県名 ()
一般 ・ 特定	() 第 号
許可日	昭 ・ 平 年 月 日

解体工事の許可 (「有」の方は下記を記入または○で囲んでください)	有 ・ 無
登録番号	
登録日	昭 ・ 平 年 月 日

1	一般廃棄物処理(収集・運搬)	一般廃棄物収集運搬業許可
2	一般廃棄物処理(中間処理・処分)	一般廃棄物処分業許可
3	産業廃棄物処理(収集・運搬)	産業廃棄物収集運搬業許可
4	産業廃棄物処理(中間処理・処分)	産業廃棄物処分業許可

協 定 書

「千葉市住宅供給公社」を甲とし、「管理支援事業者」を乙とし、千葉市住宅供給公社空き家支援事業者登録制度（以下「登録制度」という。）に関して、次の条項により協定を締結する。

（甲の業務）

第1条 甲は、本登録制度及び別に定める「千葉市住宅供給公社空き家支援・解体促進支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき登録された管理支援事業者を公表し、市民から乙への依頼を促すこととし、実施要綱の定めにより依頼者への助言、乙との仲介等、依頼者と乙との間に必要に応じて介在する。

（業務の受託）

第2条 乙は別に定める「実施要綱」により依頼者から依頼された業務について、これを法令等に基づき誠実に履行するものとする。

（損害賠償）

第3条 乙は、施工に際し、乙の責めに帰すべき事由により、依頼者に損害を与えたときは、これを損害賠償保険等により賠償しなければならないものとする。

（甲の解除権）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この協定の期間満了前であっても、この協定を解除することができるものとする。

- （1）虚偽の悪質な勧誘等を依頼者へ行い、甲の信頼を損ねたとき。
- （2）強引な販売手法や市民に事実誤認を与えるような営業活動・表示等を行ったとき。
- （3）「不要な改修工事等の強要」等により、依頼者または甲に損害を与えたとき。
- （4）改修の施工が著しく不適當であると認められたとき。
- （5）依頼者との意志疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であったとき。
- （6）業務の実施にあたり、「建築基準法」、「廃棄物処分法」、「労働安全衛生法等の関連法規」等を遵守せずに甲または依頼者に損害を与えたとき。

（協定解除）

第5条 前条に定める場合のほか、甲または乙は、1ヶ月前までに予告し、この協定を解除することができるものとする。

2 前条に該当する行為による解除日より1ヶ年は、「管理支援事業者登録申請」はできないものとする。

3 千葉市入札参加資格者名簿登録、千葉市小規模修繕業者登録のいずれかの抹消処分を受

けた場合、これに準じて同期間の登録を抹消する。

- (1) 抹消期間が本協定期間内の場合は、抹消期間終了後登録を復旧する。
- (2) 抹消期間が本協定期間を超える場合は、本協定が解除され、当該抹消期間は新たな登録申請はできないものとし、抹消期間終了後の登録申請により登録できるものとする。

(届出事項)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに甲に届けなければならないものとする。

- (1) 担当者の変更があった場合。
- (2) 営業を廃止又は休止しようとする場合。
- (3) 社名変更、住所変更、又は代表者の変更があった場合。

(権利義務譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この協定によって生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡又は継承させてはならないものとする。

(協議)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の期間は、末尾記載の締結日の翌日から平成 年 月 日までとする。

この協定を証するため、協定書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

締結日 平成 年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市住宅供給公社
理事長 印

乙 住所
社名
代表者名 印

管 理 支 援 事 業 者 資 格 審 査 結 果 通 知

千 市 住 公 第 号
平成 年 月 日

様

千葉市住宅供給公社
理事長

先に申請のあった管理支援事業者登録資格を審査した結果、適格と認め下記により管理支援事業者登録名簿に登録したので通知します。

記

登 録 業 種	

有効期間 平成 年 月 日までとする。

管 理 支 援 事 業 者 資 格 審 査 結 果 通 知

千 市 住 公 第 号
平 成 年 月 日

様

千葉県住宅供給公社
理事長

先に申請のあった管理支援事業者登録資格を審査した結果、不適格と認めたのでこれを通知します。

管理支援事業者登録抹消願

平成 年 月 日

千葉県住宅供給公社

理事長 様

住 所

商号(名称)

代表者氏名

印

このたび、管理支援事業者登録について下記のとおり登録抹消を希望するので、届出いたします。

記

1 登録業種

2 抹消理由

管 理 支 援 事 業 者 登 録 抹 消 通 知 書

様

千葉県住宅供給公社
理事長

下記により貴社を管理支援事業者登録名簿から抹消したので通知します。

記

業 者 名

所 在 地

登 録 業 種

登 録 抹 消 日

登 録 抹 消 理 由